

鶴岡市税務地図システム等構築業務委託

仕様書

令和 7 年 5 月

鶴岡市総務部課税課

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、鶴岡市税務地図システム等構築業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとし、税務地図システム等の構築における空間情報データ構築方法・家屋評価方法や機能要件定義について定めるものとする。

第2条（目的）

本業務は、鶴岡市（以下、「甲」という。）における固定資産土地評価業務・固定資産家屋評価業務及び課税客体（土地・家屋）の適正かつ均衡な課税を推進し、業務の効率化・高度化・標準化を目的とする。

第3条（準拠する関係法令等）

本業務の実施にあたっては、仕様書によるほか、以下の関係法令によるものとする。

- (1) 地方税法
- (2) 固定資産評価基準
- (3) 不動産登記法
- (4) 著作権法
- (5) 地理空間情報活用推進基本計画
- (6) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014
- (7) 日本版メタデータプロファイル（JMP2.0 仕様書）
- (8) 鶴岡市個人情報保護法施行条例
- (9) 鶴岡市財務規則
- (10) その他の関係法令等

第4条（疑義）

本業務及び成果品等について疑義が生じ、又は事前に定めのない事象が発生した場合については、受託者（以下、「乙」という。）は遅滞なく甲に報告し、その指示を受けなければならない。

第5条（業務規範）

本業務の実施にあたり、乙は甲の意図及び本業務の目的を十分理解し、システム開発及び固定資産業務に習熟した技術者等を適切に配置しなければならない。

第6条（検査・校正）

検査は、業務完了後に実施するものとする。また、乙は本業務終了後といえども、乙の責に帰する誤り及び不良箇所が発見された場合には、甲の指示に従いすみやかに訂正及び修正等必要な措置を無償で行わなければならない。

第7条（著作権・使用权）

本業務において使用されるソフトウェアの著作権は乙が所有するものとし、使用权は甲・乙両者にあるものとする。

第8条（守秘義務）

乙は、本業務により知り得た情報及び個人の秘密を、乙の作為不作為にかかわらず、一切他に漏洩してはならない。本業務終了後も、また同様とする。

第9条（（情報セキュリティポリシーの遵守）

乙は、本業務において各種データ等を取り扱うことから、鶴岡市個人情報保護法施行条例を遵守するとともに、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的認証制度である以下の認証を有するものとする。

- (1) ISO9001（品質マネジメントシステム認証）
- (2) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム認証）
- (3) ISO20000-1（IT サービスマネジメントシステム認証）
- (4) JIS-Q15001（プライバシーマーク認証）

第10条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

第11条（納入場所）

本業務の成果品の納入場所は、鶴岡市総務部課税課内とする。

第2章 業務概要

第12条（業務概要）

本業務の業務概要（鶴岡市税務地図システム等構築業務委託）は、以下のとおりとする。

- (1) 税務地図システム
 - ① 税務地図システム構築（フルアクセス 11 ライセンス＋ビューア 40 ライセンス）
 - ② 既存データ設定及び移行
 - ③ 導入・現地設定（動作検証、操作研修含む）
 - ④ 税務地図システム保守（令和7年度分合筆等地図修正含む）
- (2) 家屋評価システム
 - ① 家屋評価システム構築（同時接続 14 ライセンス）
 - ② 初期データ構築（補正、評点等）
 - ③ 導入・現地設定（動作検証、操作研修含む）
 - ④ 家屋評価システム保守（令和9基準年度評価替え含む）
- (3) 窓口閲覧システム
 - ① 窓口閲覧システム構築（1 ライセンス）
 - ② システム環境設定及び移行
 - ③ 導入・現地設定（動作検証、操作研修含む）
 - ④ 窓口閲覧システム保守

第3章 税務地図システム運用環境の構築

第13条（税務地図システムの機能仕様）

税務地図システムは、甲が運用する既存税務地図システムよりデータ移行のうえ構築することを前提に、機能及び仕様は、別紙「税務地図システム機能一覧」に準じ、以下の要件を満たすものとする。

- (1) セキュリティ、拡張性、経済性等に配慮した機器構成ならびにパッケージ商品を選定すること。
- (2) 国等の地理情報関連における標準化の動向、地理情報システムの最新技術動向等を踏まえ

て、LGWAN-ASP を導入すること。

- (3) 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の地理情報標準プラットフォーム標準仕様に準拠しているシステムを選定すること。
- (4) ソフトウェアの基本構成は、OS、GIS エンジン、DBMS、アプリケーション等から構成し、汎用性の高いシステムであること。

第14条（税務地図システム運用環境の構築）

税務地図システムの運用環境に関して、乙が開発したシステムソフトウェアをベースに甲の業務に応じて動作環境の調整を行い、各種機能が正常に稼動するように構築するものとする。また、システム構成は、LGWAN-ASP 方式におけるクライアント PC ネットワークシステムの運用とし、本業務で用意されるクライアント PC での快適な動作を保証するものとする。

なお、構築は以下の内容に従って甲が利用できる環境を提供するものとする。

- (1) 構築する税務地図システムは、甲の庁舎に整備された LGWAN 回線を利用する Web 方式のソフトウェアとし、以下ブラウザで操作が可能なものとする。
 - ① Microsoft Edge
 - ② Google Chrome
 - ③ Mozilla Firefox
 - (2) ハードウェアは、LGWAN に接続できる甲の端末とし、甲の承認のもと、必要なソフトウェアをインストールするものとする。端末にソフトウェアをインストールする際には、甲の情報管理部門と協議の上、所定の対応を乙の負担により行うものとする。
 - (3) 乙は、甲が保有する各種空間情報データおよび各種一覧データ、帳票等データについて必要に応じてデータ変換や加工を行い、ソフトウェアを利用して閲覧できるように設定を行う。
 - (4) 乙は各種機能が正常に稼働するようシステムの動作確認を行う。
2. システムの構築については、令和 7 年 10 月 1 日（予定）に本格運用開始できるよう、同年 8 月 31 日（予定）までにシステムの一時的な構築を完了させ、試験運用期間を設けるものとする。なお、詳細な試験運用開始の時期、内容については甲、乙協議の上決定するものとする。

第15条（移行データベースの仕様）

税務地図情報システムに移行、運用するデータベースは、以下のとおりとする。

- (1) 地図情報データ
 - ・地番現況図（13 時期）
 - ・標準宅地図
 - ・状況類似地域図
 - ・路線価図
 - ・住宅地図
 - ・土砂災害危険区域
- (2) 属性情報データ
 - ・土地課税台帳マスター（13 時期）
 - ・家屋課税台帳マスター（13 時期）
- (3) イメージ情報データ
 - ・航空写真（4 時期）

第 4 章 家屋評価システム運用環境の構築

第16条（家屋評価システムの機能仕様）

家屋評価システムソフトウェアは、別紙「家屋評価システム機能一覧」のとおりとする。なお、運用する機能については現状整備されているデータに基づき協議を行うものとする。

第17条（家屋評価システム運用環境の構築）

家屋評価システムの運用環境に関して、甲が現在利用する家屋評価システムをベースに甲の業務に応じた設定を行い、各種機能が正常に稼働するよう家屋評価システムを構築するものとする。なお、甲の業務に応じて第2条の目的と日常事務業務の合理的な支援を達成するものとし、構築は以下の内容に従って甲が利用できる環境を提供するものとする。

- (1) 構築する家屋評価システムは、LGWAN-ASP 方式におけるクライアント PC ネットワークシステムの運用とし、本業務で用意されるクライアント PC での快適な動作を保証するものとする。
 - (2) 利用ユーザー数は同時接続 14 ライセンスとする。
 - (3) ハードウェアは、LGWAN に接続できる甲の端末とし、甲の承認のもと、必要なソフトウェアをインストールするものとする。既存端末にソフトウェアをインストールする際には、甲の情報管理部門と協議の上、所定の対応を乙の負担により行うものとする。
 - (4) 乙は、甲が指定する各種評点データおよび各種補正データについて、ソフトウェアを利用して利用できるように設定を行う。
 - (5) 乙は評価計算結果データを課税システムへ転送できるようシステムを構築するものとする。
 - (6) 乙は各種機能が正常に稼働するようシステムの動作確認を行う。
2. システムの構築については、令和7年10月1日（予定）に本格運用開始できるよう、同年8月31日（予定）までにシステムの一時的な構築を完了させ、試験運用期間を設けるものとする。なお、詳細な試験運用開始の時期、内容については甲、乙協議の上決定するものとする。

第5章 窓口閲覧システム運用環境の構築

第18条（窓口閲覧システムの機能仕様）

窓口閲覧システムの機能仕様は、別紙「窓口閲覧システムの機能一覧」のとおりとする。

第19条（窓口閲覧システム運用環境の構築）

窓口閲覧システムの運用環境に関して、甲が利用する税務地図システムをバージョンアップすることで、さらなる課税事務効率化と現行の WindowsOS（Windows11）に対応し、長期的運用が可能な窓口閲覧システムを構築するものとする。

なお、構築は以下の内容に従って甲が利用できる環境を提供するものとする。

- (2) 構築する窓口閲覧システムは、甲の庁舎に整備された LGWAN 回線を利用する Web 方式のソフトウェアとし、以下ブラウザで操作が可能なものとする。
 - ① Microsoft Edge
 - ② Google Chrome
 - ③ Mozilla Firefox
 - (3) 利用ユーザー数は窓口閲覧用 1 ライセンスとする。
 - (4) ハードウェアは、LGWAN に接続できる甲の端末とし、甲の承認のもと、必要なソフトウェアをインストールするものとする。既存端末にソフトウェアをインストールする際には、甲の情報管理部門と協議の上、所定の対応を乙の負担により行うものとする。
 - (5) 乙は、各種機能が正常に稼働するようシステムの動作確認を行う。
 - (6) 構築する窓口閲覧システムへ、最新の住宅地図データ（Z-MAP：ゼンリン社製）を調達し、搭載するものとする。
2. システムの構築については、令和7年10月1日（予定）に本格運用開始できるよう、同年8月31日（予定）までにシステムの一時的な構築を完了させ、試験運用期間を設けるものとする。なお、詳細な試験運用開始の時期、内容については甲、乙協議の上決定するものとする。

第20条（移行データベースの仕様）

窓口閲覧システムに移行、運用するデータベースは、以下のとおりとする。

- (1) 地図情報データ ・地番現況図（最新賦課期日）
- (2) イメージ情報データ ・航空写真（4時期）

第6章 税務地図システム保守

第21条（税務地図システム保守）

乙は、甲が運用するシステムソフトウェアについて、甲の運用に支障の無いよう正常かつ円滑な作動を保持するために必要な技術支援を行うものとする。

なお、保守内容は以下のとおりとする。

- (1) ソフトウェアの使用に関する問い合わせ対応
- (2) ソフトウェアの障害に起因する動作不良処理及び改善作業
- (3) ソフトウェアの障害に対する修復作業
- (4) ソフトウェアに関する情報等の提供
- (5) 乙によるソフトウェアの同一バージョン内での改良に伴うソフトの変換

第22条（保守対象外事項）

保守の対象外事項は以下のとおりとする。

- (1) 指定システムのハードウェア、OS 及び媒体の障害に起因するソフトウェアの障害
- (2) 甲の使用上の誤り及び甲による改変により生じた障害、又は乙が関与していないソフトウェアを使用した場合の障害
- (3) 不可抗力、自損を問わず、全ての災害に起因する障害
- (4) 指定システムの運用上または使用上のオペレーターを含む甲の過失、誤用、その他不適切な用法に起因する障害
- (5) コンサルティング、教育及びトレーニング等とみなされる提供外サービス
- (6) 保守に該当する乙の技術支援において、支援の限界を越えると乙がみなした技術支援

第23条（分合筆等地図修正）

本作業は、地方税法第 380 条第 3 項及び同法第 382 条第 3 項の規定により、登記所から通知される登記済通知書に基づく土地の分合筆等に係る登記異動データに加えて、国土調査による成果を税務地図情報システムに反映するものとする。全市域の地図データの更新作業を行い、次年度の固定資産税に係る賦課事務に備えて、評価の基礎資料を整備することを目的とするものとする。

第7章 家屋評価システム保守

第24条（家屋評価システム保守）

家屋評価システムが、正常な状態で保持できるよう受注者は、以下保守サポートを行うものとする。

- (1) システムに障害が発生し、発注者が修理を要請した場合は、速やかに保守担当技術者を派遣して原因の調査を行い、システムが正常に作動するよう復旧するものとする。
- (2) 電話による照会、回答で障害が復旧できる場合は、電話による保守業務サービスを行うこ

とができるものとする。

- (3) 操作及び相談対応について以下のとおり行うものとする。
 - ① 物件入力に関する操作方法が分からない場合の問合せ
 - ② 使用頻度の低い機能に関する操作の問合せ
 - ③ 特殊形状を有する物件等の、評価経験が少ない物件の評価方法に関する相談、問合せ
 - ④ その他、家屋評価一般に関する相談
- (4) 設定作業内容について下記の通り行うものとする。
 - ① 軽微な帳票類の変更、追加、修正および訂正などによる設定作業
 - ② 軽微な家屋台帳項目の変更、追加、修正および訂正などによる設定作業
 - ③ 軽微な評価方法の変更、追加、修正および訂正などによる設定変更
 - ④ 評点の追加、変更などによる設定変更
 - ⑤ 補正項目の追加、変更などによる設定変更
 - ⑥ 標準仕様や部屋名の追加、変更などによる設定変更
 - ⑦ Excel データフォーマットの変更、追加、修正および訂正などによる設定変更
 - ⑧ その他、評価業務に伴う設定変更

※これら設定作業は、完了後 E メールまたは宅配/郵送により届けるものとし、設定は市担当者がシステム上で行う
- (5) 人事異動により着任した新任者様向け操作研修を、年 1 回まで行うものとする。
- (6) 保守担当技術者が保守業務サービスを実施するため、機器の設置場所内に立ち入ることを認める。その際、保守担当技術者が、保守対象システムを無償で使用することを認める。
- (7) 保守サービスは、原則として祝日等の休日を除き、月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時とする。

第25条（評価替え対応）

本作業は、令和 9 年固定資産(家屋)評価基準（以下「R9 基準年度」という。）に基づき家屋評価システムを以下のとおり調整するものとする。

- (1) 乙は、R9 基準年度のプログラム及びマスターを作成し甲へ提供、インストールの支援を行うものとする。
- (2) 甲は、R9 基準年度にて変更、見直しとなる点を受注者へ提供するものとする。
- (3) 乙は、甲の円滑な情報提供が可能なようアンケート等作成し、回答の支援、助言を行うものとする。

第 8 章 窓口閲覧システム保守

第26条（窓口閲覧システム保守）

乙は、甲が運用するシステムソフトウェアについて、甲の運用に支障の無いよう正常かつ円滑な作動を保持するために必要な技術支援を行うものとする。

なお、保守内容は以下のとおりとする。

- (1) ソフトウェアの使用に関する問い合わせ対応
- (2) ソフトウェアの障害に起因する動作不良処理及び改善作業
- (3) ソフトウェアの障害に対する修復作業
- (4) ソフトウェアに関する情報等の提供
- (5) 乙によるソフトウェアの同一バージョン内での改良に伴うソフトの変換

第27条（保守対象外事項）

保守の対象外事項は以下のとおりとする。

- (1) 指定システムのハードウェア、OS 及び媒体の障害に起因するソフトウェアの障害
- (2) 甲の使用上の誤り及び甲による改変により生じた障害、又は乙が関与していないソフトウェアを使用した場合の障害
- (3) 不可抗力、自損を問わず、全ての災害に起因する障害
- (4) 指定システムの運用上または使用上のオペレーターを含む甲の過失、誤用、その他不適切な用法に起因する障害
- (5) コンサルティング、教育及びトレーニング等とみなされる提供外サービス
- (6) 保守に該当する乙の技術支援において、支援の限界を越えると乙がみなした技術支援

第 9 章 その他

第28条（導入研修）

導入研修は、システム導入時に、乙は甲に対してシステムの運用操作説明などのシステム研修を行うものとする。なお、システム研修の日程、メニューは甲乙の協議により決定するものとし、研修のほか今後のシステムの利活用に関するコンサルティングも行うものとする。

第 10 章 成果品

第29条（成果品）

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| (1) 税務地図システム | フルアクセス 11 ライセンス
ビューア 40 ライセンス |
| (2) 税務地図システム操作マニュアル | 1 式 |
| (3) 家屋評価システム | 14 ライセンス（同時接続数） |
| (4) 家屋評価システム操作マニュアル | 1 式 |
| (5) 窓口閲覧システム | 1 ライセンス（基本パッケージ） |
| (6) 窓口閲覧システム操作マニュアル | 1 式 |